

## 令和2年度舞鶴市病院事業会計予算

( 総 則 )

第1条 令和2年度舞鶴市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		100 床
(2) 年間入院患者数	延	35,040 人 (1日平均 96人)
(3) 年間外来患者数	延	5,589 人 (1日平均 23人)
(4) 主要な建設改良事業 器械備品購入費		17,271千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		972,580千円
第1項 医業収益		723,035千円
第2項 医業外収益		249,331千円
第3項 特別利益		214千円
支 出		
第1款 病院事業費用		984,070千円
第1項 医業費用		961,762千円
第2項 医業外費用		19,104千円
第3項 特別損失		2,704千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 34,300千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42千円、過年度分損益勘定留保資金 34,258千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		51,550千円
第1項 企業債		17,400千円
第2項 他会計からの補助金		34,147千円
第3項 国府補助金		1千円
第4項 固定資産売却代金		1千円
第5項 寄附金		1千円

支 出

第1款 資本的支出	85,850千円
第1項 建設改良費	18,437千円
第2項 企業債償還金	67,413千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	
建設改良費	千円 17,400	ただし発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする	5.0%以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	650,660千円
2 交際費	301千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、247,682千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、59,183千円と定める。

令和 2年 2月 25日 提 出

舞鶴市長 多々見良三